

2021年9月吉日

内閣府 子ども・子育て本部 御中

企業主導型保育事業の制度改正に関する提言

一般社団法人 全国保育連盟

代表理事 若濱久

企業主導型保育事業では、期中で申請定員を増やすことは認められていますが、一度上げた定員を引き下げることは認められておりません。

「令和2年度 助成申請、運営にあたっての留意事項 2020年7月1日改正 7ページ番号28」には、「申請時の変更を助成決定後に減らすことは可能ですか」という照会内容に対して、「利用者の意向や事業計画に基づき定員設定を行っていただくことから、助成決定後の定員減は認められません」と記載されております。

少子化が加速しているという外部環境に対応するため、地域型保育事業では、多くの自治体が定員を減らすことに柔軟に対応している現状も見受けられます。

企業主導型保育事業でのこの運営規程を廃止し、定員減を認めていただけるよう提言いたします。